

令和4年（2022年）6月30日
建設委員会資料
都市基盤部道路課
都市基盤部公園課
まちづくり推進部まちづくり計画課

土砂災害特別警戒区域対策工事の共同実施について

上高田四丁目団地管理組合法人（以下「管理組合」という。）では、築50年が経過した上高田四丁目団地の建て替えを検討している。

管理組合が、団地建て替えのために必要な「建替え決議」を行うためには、その前に、団地内にある土砂災害防止法第9条第1項に規定されている「土砂災害特別警戒区域」に東京都が指定した区域（土砂災害工事図書、区域番号114001-K009。以下「レッドゾーン」という。）の指定を解除するための対策工事（以下「対策工事」という。）を実施する必要がある。

上記レッドゾーンの範囲の一部に、区が所有する斜面地も含まれているが、対策工事施工のためには、仮設ヤードの確保や土留めの設置等、隣接地の使用が不可欠であり、区・管理組合とも、単独での対策工事の施工は困難である。

そこで、区・管理組合の双方が、安全かつ一体的・効率的にレッドゾーンの指定解除を行うために、次のとおり、共同で対策工事を実施する。

1 対策工事の施工範囲及び面積

施工範囲は、別添1「対策工事施工範囲図」のとおり。

施工範囲における、区・管理組合それぞれの所有地の面積は、次のとおり。

【区】 約 50㎡

【管理組合】 約960㎡

2 対策工事の施工予定期間

令和4年7月25日から令和5年3月31日まで

3 連携協力事項

（1）区が行う事項

- ①管理組合が対策工事を施工するために必要な範囲における、作業ヤード等としての区立上高田台公園及び同公園に隣接する区有通路の使用許可
- ②管理組合が対策工事を施工する区所有地の工事の承認
- ③管理組合が行う、対策工事に関する住民説明会への参加などへの協力
- ④その他対策工事の施工に関して区・管理組合双方が合意した事項

（2）管理組合が行う事項

- ①対策工事の施工（区所有地を含む）
- ②対策工事の施工に関する住民説明会の実施
- ③レッドゾーンの指定解除に必要な関係機関との調整
- ④その他対策工事の施工に関して区・管理組合双方が合意した事項

4 対策工事施工の費用負担

対策工事の施工に要する費用は、区・管理組合それぞれが、1に記載の所有地の面積比率に応じて負担する。

区・管理組合それぞれの負担額の概算は、次のとおり。

【区】 4,200,000 円

【管理組合】 117,570,000 円

5 作業ヤード等として使用する区所有地

(1) 範囲及び面積

管理組合が作業ヤード等として使用する区立上高田台公園及び隣接する区有通路の範囲は、別添2「区所有地の使用範囲図」のとおり。

また、面積は次のとおり。

【区立上高田台公園】 約690㎡

【区有通路】 約210㎡

【合計】 約900㎡

(2) 供用休止期間（予定）

管理組合が作業ヤード等として使用する間、区立上高田台公園と隣接する区有通路それぞれの一部について、供用を休止する。

供用休止期間（予定）：令和4年7月25日から令和5年3月31日まで

6 区所有地の使用料概算

【月額使用料概算】 680,000 円

【使用料総額概算】 5,600,000 円

※区立上高田台公園内に歩行者用の仮設通路を設けて現機能を継続して提供するため、区有通路の使用料は免除する。

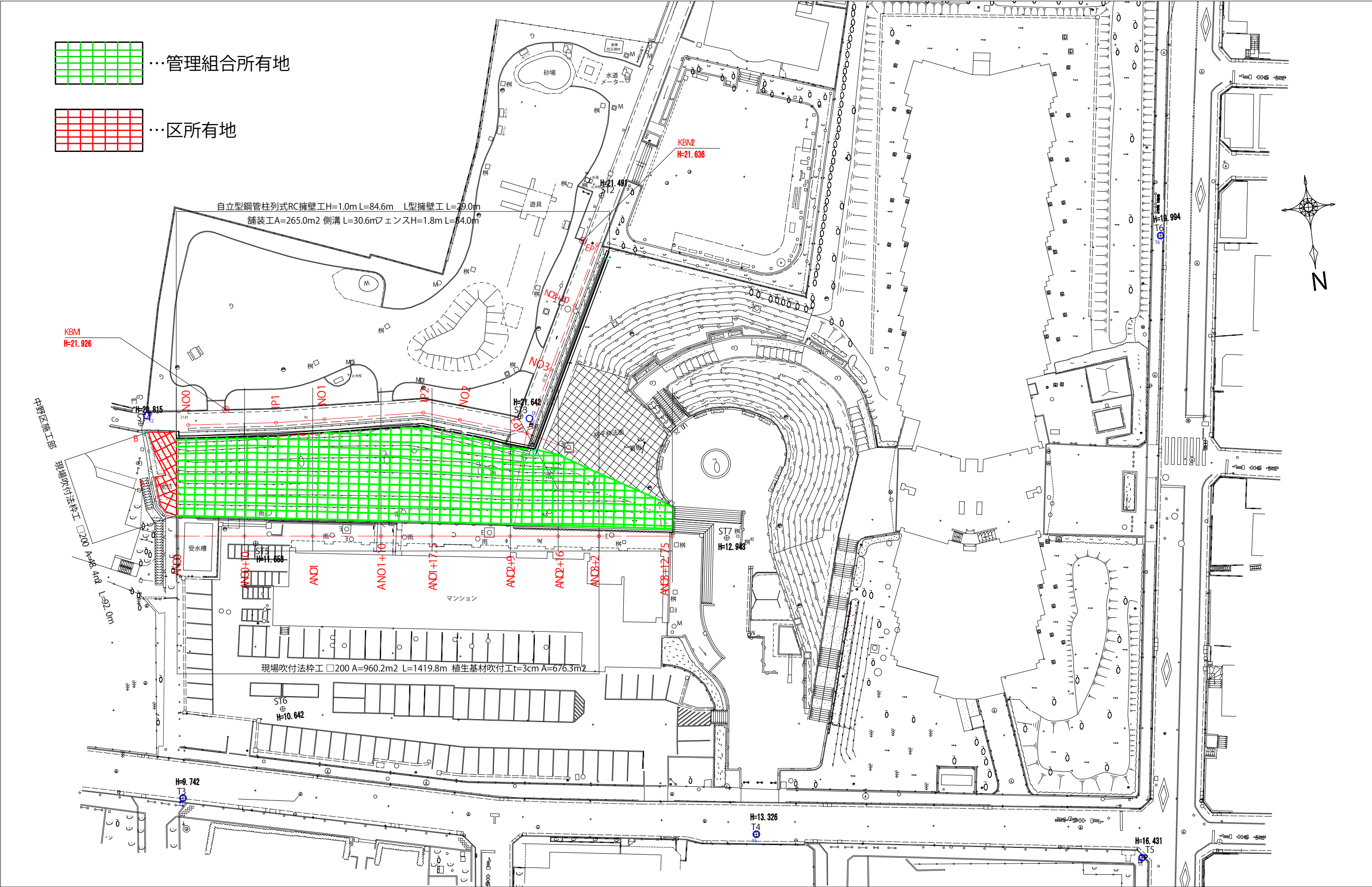
7 協定の締結

対策工事の共同実施にあたって、共同実施の目的、連携協力事項、対策工事の費用負担の考え方、費用の精算方法等について取り決めを行うため、区と管理組合の間で、協定を締結する予定である。

対策工事施工範囲図

S=1/500

別添1



区所有地の使用範囲図

S=1/200

別添2

